

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	こどもの性被害防止に向けて －日本版D B S創設を含むこども性暴力防止法案の国会論議－
著者 / 所属	伊藤 翔紀 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	469号
刊行日	2024-9-20
頁	96-113
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240920.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240920.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## こどもの性被害防止に向けて

### — 日本版DBS創設を含むこども性暴力防止法案の国会論議 —

伊藤 翔紀

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案提出の背景・経緯
  - (1) こどもの性被害防止のための取組
  - (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の背景・経緯
  - (3) 本法律案の提出及び国会審議
3. 本法律案の概要
  - (1) 対象事業・業務の範囲
  - (2) 学校設置者等が講ずべき措置、民間教育保育等事業者の認定
  - (3) 犯罪事実確認の仕組み等
  - (4) 施行後3年を目途とした見直し、施行期日
4. 国会における主な議論
  - (1) 本法律案に基づく制度と先行制度との関係
  - (2) 対象事業・業務の範囲
  - (3) 特定性犯罪の範囲や不起訴処分等の取扱い
  - (4) 性犯罪前科の確認対象期間の妥当性
  - (5) 犯罪事実確認の仕組み等
  - (6) 対象事業者が講ずべき防止措置等
  - (7) こどもの性被害防止に向けた総合的な取組
5. おわりに

#### 1. はじめに

第213回国会（常会）会期終盤の令和6年6月19日、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」（閣法第61号。いわゆる「こども性暴力防止法案」。以下「本法律案」という。）が参議院本会議において全会一致で可決され、成立した（令和6年法律第69号。6月26日公布）。

本法律案は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び学習塾などの民間教育保育等事業者が、児童等に対する性暴力等の防止等をする責務を有することを規定した上で、こどもの安全を確保するために講ずべき措置を定める。また、民間教育保育等事業者を認定する仕組みと共に、教員等及び教育保育等従事者について特定の性犯罪歴を確認する仕組み（犯罪事実確認）であるいわゆる「日本版DBS<sup>1</sup>」を創設する。政府は、本法律案を起点として、こどもの性暴力防止に向けた環境整備を進めることとしている。

本稿では、本法律案提出の背景・経緯、内容等について概観した後、国会における主な議論を紹介する。

## 2. 本法律案提出の背景・経緯

### （1）こどもの性被害防止のための取組

こどもの性被害防止のための取組について、政府は、平成28年4月以降、犯罪対策閣僚会議<sup>2</sup>の下に「児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議<sup>3</sup>」を開催し議論を行ってきた。同会議での検討を経て、犯罪対策閣僚会議において、平成29年4月に「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」が、令和4年5月には同計画を改定し「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」が決定され、関係府省庁において各般の対策が実施されてきた。また、こどもに限らない性犯罪・性暴力対策については、令和2年4月以降、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議<sup>4</sup>」が開催され、同年6月及び令和5年3月に、それぞれ対策強化の方針が決定されてきた。なお、教育職員等及び保育士による児童等への性加害に対しては、その防止を目的とした法律が令和3年5月及び令和4年6月にそれぞれ制定され、対策が進められている（後述）。

令和5年4月にこども家庭庁が発足して以降は、こども・若者の性被害防止のための対策の強化等について検討するため、「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」及び「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」の合同会議が開催されている。同年7月26日の合同会議では、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられ、①加害の防止（令和5年改正刑法（令和5年法律第66号）等による厳正な対処、取締りの強化、日本版DBSの導入に向けた検討の加速等）、②相談・被害申告をしやすくする（相談窓口の周知広報の強化、SNS等による相談の推進、子育て

---

※本稿は令和6年9月5日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセス日も同日）。

<sup>1</sup> DBS（Disclosure and Barring Service）とは、英国の前歴開示・前歴者就業制限機構のことをいう。英国ではこども（18歳未満）に関わる職種の使用者において被用者の犯歴照会を行うことが義務化されており、DBSは前歴開示のほか、「こどもや脆弱な大人と接する仕事に就けない者のリスト」を作成するなど就業禁止決定も行う。これをモデルにしたとされる日本版DBSは、「教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み」とされる（こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定））。

<sup>2</sup> 内閣総理大臣が主宰し、全閣僚で構成される。

<sup>3</sup> 令和5年4月のこども家庭庁発足までは国家公安委員会委員長を議長とし、関係府省庁局長級職員で構成。同庁の発足後は議長が内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）に代わり、会議名も「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」と改称された。

<sup>4</sup> 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とし、関係府省庁局長級職員で構成。

て支援の場等を通じた保護者に対する啓発、男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設<sup>5</sup>等)、③被害者支援(ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実、学校等における支援の充実、医療的支援の充実等)の3つの観点から対策を実施することとした。

その後、令和5年10月16日に開催された合同会議において、緊急対策パッケージに基づく取組の実施の加速化を図るとして、①教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進、②保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等の支援<sup>6</sup>などを速やかに実施する方針が示された。

そして、令和6年4月25日に開催された合同会議では、「子供の性被害防止プラン2022」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、緊急対策パッケージの内容を基にしつつ、新たに治療・更生の観点からの対策も加える形で整理した「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」が取りまとめられた。

## (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の背景・経緯

### ア 教育職員等及び保育士による児童等への性加害防止のための対応

性犯罪・性暴力等により懲戒処分等を受ける教育職員等が後を絶たない中<sup>7</sup>、令和3年の第204回国会(常会)において、議員立法により「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号。以下「教員性暴力等防止法」という。)が制定された。同法では、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置等について規定され、具体的には、児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は取上げ処分となった特定免許状失効者等に関するデータベースの整備・活用<sup>8</sup>、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与の審査等を行うこととされた。また、同法附則第7条第2項には、「政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との検討規定が置かれた<sup>9</sup>。

<sup>5</sup> 令和5年3月、英国BBC制作の番組において、大手芸能事務所における所属タレントへの性加害問題が報じられたことを機に、被害者から被害の実態が次々と明かされた。男性からの相談を支援する知見が十分に蓄積されておらず、相談もしにくいとの課題を解決するため、政府は、令和5年9月22日から同年12月23日までホットラインを開設した。

<sup>6</sup> 令和5年度こども家庭庁補正予算において、①に関し1億円、②に関し19億円がそれぞれ計上された。②では、パーテーションの設置、カメラによる保育の実践記録等に対する支援が行われる。

<sup>7</sup> 文部科学省『令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査』(令5.12.22)によれば、公立学校において性犯罪・性暴力等により懲戒処分等を受けた者は242人(うち、児童生徒性暴力等により懲戒処分を受けた者は119人)とされる。また、文部科学省『令和3年度私立学校等実態調査結果』によれば、私立学校において性暴力等により解雇処分を行ったとして所轄庁に報告された件数は15人(うち、児童生徒性暴力等による者は13人)とされる。

<sup>8</sup> データベースの整備・活用関係の規定は令和5年4月1日に施行された。令和6年4月1日時点で2,498人分の情報が記録されている旨、文部科学省が答弁している(第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第18号(令6.5.14))。

<sup>9</sup> 令和3年5月21日の衆議院文部科学委員会の決議「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件」

また、保育現場でも児童に対するわいせつ行為事案が複数発生していたことを受け<sup>10</sup>、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、保育士についても教育職員等と同様の対応をとることについて検討するとされた。その後、厚生労働省における検討を経て、令和4年の第208回国会（常会）において成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、日本版DBSの導入に先駆けた取組強化として、保育士の欠格事由の期間が伸長されたほか、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者の再登録やデータベースの整備等<sup>11</sup>について、教育職員等と同様の規律が設けられた<sup>12</sup>。

## イ こども家庭庁発足後の検討

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針<sup>13</sup>」（令和3年12月21日閣議決定）において日本版DBSの導入に向けた検討を進めるとされたことを踏まえ<sup>14</sup>、こども家庭庁は、令和5年6月、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議<sup>15</sup>」（以下「有識者会議」という。）を開催することを決定した。有識者会議では、こどもの頃に性犯罪の被害に遭った方や教育・保育施設等の関係団体、地方自治体、性被害者及び性加害者の心理等に関する専門家に対するヒアリング、こどもの安全の確保や犯罪者の更生に関する関係省庁からの施策説明等が行われた。そして、同年9月12日に報告書が取りまとめられ、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み」について、制度設計に当たっての基本的な視点（同仕組みの必要性、同仕組みを設けるに当たり留意すべき点）及び個別論点の検討結果（対象事業者の範囲、対象業務の範囲、性犯罪歴確認結果の活用方法、確認の対象とする性犯罪歴等の範囲、確認の具体的な仕組み等）等が示された。

有識者会議が取りまとめた報告書を基に政府において検討が進められ、令和5年10月16日に開催された「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」等の合同会議で、加藤鮎子内閣府特命担当大臣は、「いわゆる日本版DBSの検討の加速につい

---

及び同月27日の参議院文教科学委員会で付された附帯決議では、「教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、（中略）児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。」とされた。

<sup>10</sup> 厚生労働省『わいせつ行為等に係る保育士登録取消処分の実態調査結果』によれば、平成15年から令和2年10月末までの間にわいせつ行為等により保育士登録の取消処分を受けた者は64人であった。

<sup>11</sup> データベースの整備関係の規定は令和6年4月1日に施行された。同施行日時点の登録取消者件数は97件となっている。（こども家庭庁ウェブサイト〈<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku>〉）

<sup>12</sup> 令和4年6月7日の参議院厚生労働委員会で付された附帯決議では、保育士に限らず、こどもに接する業務に携わる者全体を対象とする、いわゆる「日本版DBS制度」の導入に向けた検討を加速することとされた。なお、令和4年5月13日の衆議院厚生労働委員会で付された附帯決議では、「日本版DBS制度」の文言は用いられていないものの、同旨の内容が盛り込まれている。

<sup>13</sup> 令和3年9月から、政府は「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催し、こども政策の方向性等の検討を行っていた。同有識者会議が同年11月に取りまとめた報告書等を踏まえ、同基本方針が閣議決定された。

<sup>14</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「全てのこどもに、安全・安心に成長できる環境を提供するため、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入」に取り組む旨明記された。

<sup>15</sup> 憲法、民法、刑事法等を専門とする研究者、地方自治体の長、民間団体など計12名の有識者から成る。



ては、9月に取りまとめた有識者会議の報告書をもとに、こどもの性被害防止のためにより実効的な制度となるよう検討を進め、与党とも緊密に連携しつつ、可能であれば次期通常国会以降のできるだけ早い時期に法案を提出できるよう<sup>16</sup>、早急に制度設計を行うと述べ、岸田文雄内閣総理大臣は、「子供の性被害を防止する法制度の検討について、与党とも緊密に連携しつつ、子供の性被害の防止のため、より実効的な仕組みとなるよう早急に検討を深め」るよう、加藤大臣に指示した<sup>17</sup>。

### (3) 本法律案の提出及び国会審議

こどもの性被害を防止するための法制度について、岸田総理の指示を受けて政府・与党において更なる検討が進められた結果、令和6年3月19日に本法律案が閣議決定され、同日、国会（衆議院）に提出された<sup>18</sup>。衆議院においては、同年5月9日の本会議で趣旨説明・質疑が行われた後、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会に付託された。同委員会では、対政府質疑及び参考人質疑を行った後、同月22日に採決が行われ、翌23日の本会議において全会一致をもって可決された。なお、委員会においては、19項目から成る附帯決議が付された<sup>19</sup>。

参議院においては、同年6月7日の本会議において趣旨説明・質疑が行われ、内閣委員会に付託された。内閣委員会では、同月11日に趣旨説明を聴取した後、対政府質疑及び参考人質疑を経て、同月18日に採決が行われ、翌19日の本会議において、全会一致をもって可決・成立した。なお、委員会においては、19項目から成る附帯決議が付された<sup>20</sup>。

## 3. 本法律案の概要

### (1) 対象事業・業務の範囲

#### ア 対象事業の範囲

有識者会議の報告書では、こどもに対する教育、保育等を提供する事業は、支配性、継続性、閉鎖性<sup>21</sup>の性質を有すると指摘された。これを踏まえ、本法律案の対象となる事業について、政府は、事業の性質が当該3要件を満たすものを対象範囲とするとの考え

<sup>16</sup> 政府は当初、令和5年の第212回国会（臨時会）への法案提出を予定していたが、性犯罪歴の確認を義務付ける対象事業の範囲や確認対象期間等について与党内から意見が出されていたことを受け、与党との調整に時間を要すると判断し、提出を見送ることとしたとされている（『朝日新聞』（令5.9.23）ほか）。

<sup>17</sup> 第9回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・第14回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議・第3回誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部合同会議 議事概要3～4頁

<sup>18</sup> 本法律案閣議決定後の記者会見において、加藤大臣は、「性犯罪歴の確認の仕組みだけではなく、こどもに対する性暴力のおそれの早期把握のための措置や、こどもが相談しやすい環境づくりなど複数の措置を組み合わせることで、初犯も含めて、こどもに対する性暴力を防止するための法律案」であることから、略称を「こども性暴力防止法案」としている旨述べている。

<sup>19</sup> 衆議院ウェブサイト<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/chikodigi6BCC9D862776AE2B49258B25001424EB.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/chikodigi6BCC9D862776AE2B49258B25001424EB.htm)>

<sup>20</sup> 参議院ウェブサイト<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/f063\\_061801\\_1.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/f063_061801_1.pdf)>

<sup>21</sup> 支配性：こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと、継続性：時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと、閉鎖性：親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること、とされる。

方の下、「学校設置者等」及び「民間教育保育等事業者」と定義した。前者は本法律案に定められる措置等の実施が義務化され、後者は認定制度（学校設置者等が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定する仕組み）の対象とされる。「学校設置者等」には、対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業が該当する（図表1）。

図表1 学校設置者等（義務）

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
  - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
  - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
  - ・ 認定こども園
  - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
  - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
  - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
  - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
  - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（出所）こども家庭庁「こども性暴力防止法の概要・参考資料」より作成

また、「民間教育保育等事業者」には、各種学校等、児童福祉法の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれない民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等）等が該当する（図表2）。なお、民間教育事業については、①対面指導、②標準的な修業期間が6月以上、③事業者が用意する場所において行う、④技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上、の各要件を満たすことが求められる。

図表2 民間教育保育等事業者（認定）

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
  - 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
  - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
    - ・ 放課後児童クラブ等
    - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
    - ・ 認可外保育施設
    - ・ 児童自立生活援助事業 ・ 小規模住居型児童養育事業
    - ・ 妊産婦等生活援助事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
  - 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
    - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
    - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
  - 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
    - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

（出所）こども家庭庁「こども性暴力防止法の概要・参考資料」抜粋

## イ 対象業務の範囲

対象事業における本法律案の対象となる業務の範囲についても、支配性、継続性、閉鎖性の3要件を満たすものとの考え方の下、「教員等」及び「教育保育等従事者」と定義された（**図表3**）。対象業務に該当するか否かは、派遣や委託関係にあるものであるか、当該業務を有償・無償のいずれで行っているかに捕らわれることなく、その実態に即して判断する方向で検討するとされる。

図表3 対象業務の例

教員等 (義務)	教育保育等従事者 (認定)
<p>【現在事業所管法令（法律、府省令等）に規定があるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・校長、園長、教諭、養護教諭</li><li>・寄宿舎指導員</li><li>・施設の長</li><li>・保育士</li><li>・児童指導員</li><li>・児童福祉司</li><li>・心理療法担当職員</li></ul> <p>等</p> <p>【現在上記のような規定がないもの】</p> <p>上記①～③の要件を満たすものであれば、現在規定がない業務であっても、実務を踏まえつつこどもと接する状態等に応じて対象に含めるよう各事業所管法令を整備する方向で検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・放課後児童支援員</li><li>・家庭的保育者</li><li>・子育て支援員</li><li>・塾講師</li><li>・スイミングクラブ指導員</li><li>・ダンススクール講師</li></ul> <p>等</p> <p>※ 認定の申請時に、従事者の業務の詳細を説明する資料を提出させ、対象業務に該当することを確認する（対象業務に該当するかどうかの基準はガイドライン等で示すことを想定）</p>

(出所) こども家庭庁「こども性暴力防止法の概要・参考資料」抜粋

### (2) 学校設置者等が講ずべき措置、民間教育保育等事業者の認定

学校設置者等は、こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置(教員等の研修、危険の早期発見のための児童等との面談等、児童等が相談を行いやすくするための措置)の実施に加え、教員等としてその業務を行わせる者について、(3)の仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認することが求められる。これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる場合には防止措置(教育、保育等の業務に従事させない等)を講じなければならない。また、児童対象性暴力等の発生が疑われる場合には調査、被害児童等の保護・支援を実施しなければならない。

学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者については、内閣総理大臣が認定・公表する。認定を受けた民間教育保育等事業者(以下「認定事業者」という。)は当該措置の実施が義務付けられるが、広告等に認定を取得したことを表示することが可能となる。

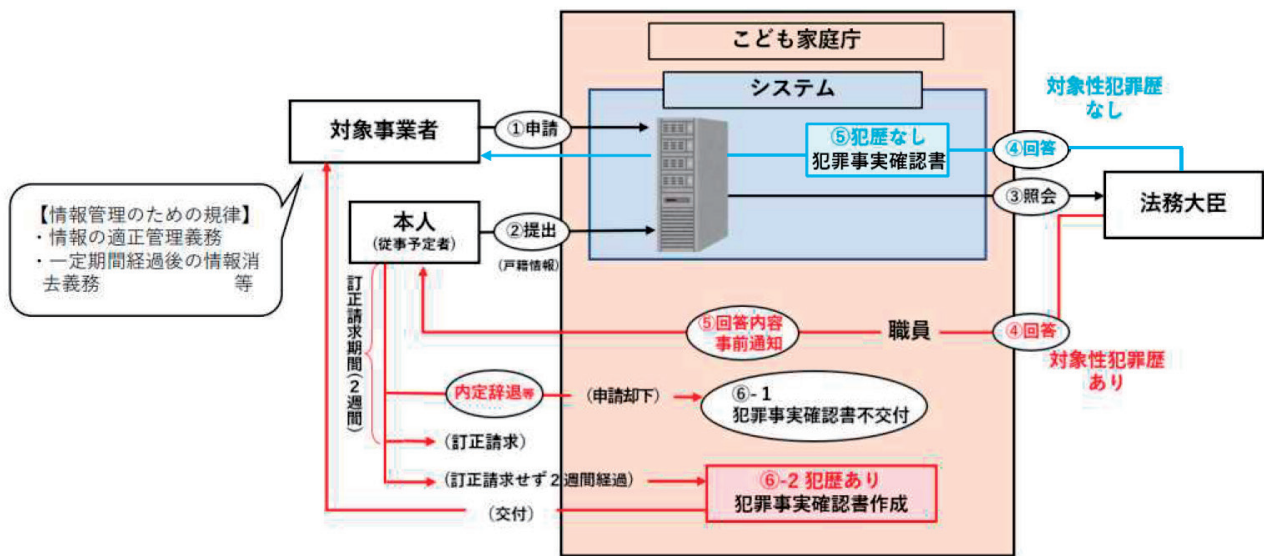
### (3) 犯罪事実確認の仕組み等

学校設置者等及び認定事業者(以下「対象事業者」という。)が内閣総理大臣に対して従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。具体的には、対象事業者が、内閣総理大臣に対し、犯罪事実確認を行う従事者に係る犯罪事実確認書の交付を申請することにより行う。申請は対象事業者が行うが、必要書類のうち戸籍については従事者から直接こども家庭庁に提出させるなど従事者本人を関与させる仕組みとしている。犯罪事実確認書の交付申請に係る手続の流れは**図表4**のとおりで、性犯罪歴の有無によりフローが異なる。



確認対象となる性犯罪は「特定性犯罪」と定義され、不同意性交罪、不同意わいせつ罪、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ禁止法」という。）違反や痴漢、盗撮等が列挙されている。また、確認対象期間は、再犯リスクに関する実証データ<sup>22</sup>に基づき、こどもの安全を確保するための必要性和合理性が認められる範囲を定めるとの考え方の下、拘禁刑（服役）の場合は刑の執行終了等から20年、拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）の場合は裁判確定日から10年、罰金の場合は刑の執行終了等から10年と、それぞれ設定された。

図表4 性犯罪歴の確認事務フロー（イメージ）



**確認事務フロー共通部分（黒矢印）**

- ①対象事業者がこども家庭庁に申請
- ②必要書類のうち戸籍については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③こども家庭庁が法務大臣に対し、性犯罪歴照会

**対象性犯罪歴なしの場合（青矢印）**

- ④法務大臣はこども家庭庁に同庁のシステム<sup>23</sup>内で回答
- ⑤こども家庭庁が犯罪事実確認書を作成、申請事業者に交付

**対象性犯罪歴ありの場合（赤矢印）**

- ④法務大臣はこども家庭庁に同庁のシステム外で回答
- ⑤こども家庭庁は、まず本人に対し、回答内容を事前に通知。本人は、通知内容の訂正を請求可能。訂正請求期間（2週間）は犯罪事実確認書は交付されない
- ⑥-1 訂正請求期間中に本人が内定辞退等すれば、申請却下（犯罪事実確認書の交付なし）
- ⑥-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、対象の性犯罪歴がある旨の犯罪事実確認書を交付

（出所）こども家庭庁「こども性暴力防止法の概要・参考資料」を一部加工

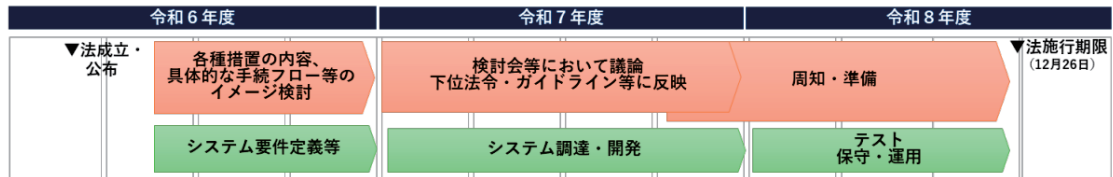
<sup>22</sup> 平成30年度から令和4年度までに刑法上の性犯罪又は児童ポルノ禁止法違反で有罪判決が確定した者（総数15,496人）のうち、それらの罪の前科を有する再犯者について調査したもの。

<sup>23</sup> 令和7年度予算概算要求において、こども家庭庁は、こども性暴力防止法関連システム（仮称）開発関連事業として19億円を要求している。このほか、同庁は、各種ガイドライン等の作成や広報活動等を行うため、こども性暴力防止法施行準備事業として3.3億円を要求している（こども家庭庁『令和7年度予算概算要求の概要（事業別の資料集）』）。

#### (4) 施行後3年を目途とした見直し、施行期日

本法律案には、「法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、学校設置者等、教員等、民間教育保育等事業者、教育保育等従事者及び特定性犯罪事実該当者の範囲を含め、児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との見直し規定が置かれている。また、本法律案の施行期日は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされる（図表5）。

図表5 想定スケジュール



(出所) 令和7年度子ども家庭庁予算概算要求「要求事業の例」抜粋

## 4. 国会における主な議論<sup>24</sup>

### (1) 本法律案に基づく制度と先行制度との関係

#### ア 教員性暴力等防止法に基づく制度との関係

教員性暴力等防止法に基づく教員免許状の失効等の確認と本法律案に基づく犯罪事実確認の仕組みの差異について、子ども家庭庁は、「①対象職種について、前者は教育免許状所持者に限定されるのに対し、後者は学習塾も含めた幅広い業務を対象としていること、②確認を行う者について、前者は教員としての任命、雇用をする者に限定されるのに対し、後者は教育、保育の事業者を幅広く含むこと、③法律上の義務について、前者が教員免許失効データベースの活用までが定められているのに対し、後者は犯罪事実確認の結果を踏まえて防止措置を講じることまでが義務付けられていること、④確認対象期間について、前者では大臣指針において教員免許失効データベースへの情報掲載期間が40年と定められているのに対し、後者は法律において最大20年とされ、顕著な違いがある」旨答弁した<sup>25</sup>。

#### イ 教員免許失効データベース及び保育資格登録取消者データベースとの連携の必要性

本法律案の犯罪事実確認の仕組みと、教員免許失効データベース及び保育資格登録取消者データベースを連携させる必要性について、子ども家庭庁は、「本法律案の犯歴照会と両データベースの確認対象は異なる上、確認手続やその結果の取扱方法も異なるため、これらの確認を一体として行うことは難しいと考える。他方、事業者によってはこれら3つの確認を行う必要が生じる場合があり、当該事業者の事務負担等に留意することは重要な観点であると認識している。このため、本法律案の犯歴照会と両データベースを活用する際の利便性等については、現場の意見を聞きながら、運用上の工夫としてどのようなことができるか、関係省庁と連携し検討する」旨答弁した<sup>26</sup>。

<sup>24</sup> 以下、会議録の引用部分の記載については、発言の趣旨が変わらない範囲で要約や字句修正を施している。

<sup>25</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第17号8頁（令6.5.9）

<sup>26</sup> 第213回国会参議院内閣委員会会議録第20号（令6.6.11）

## (2) 対象事業・業務の範囲

### ア 対象事業の範囲

#### (ア) 民間教育保育等事業者を認定制度の対象とした理由

民間教育保育等事業者について、学校設置者等のように本法律案に基づく措置の実施を義務付けるのではなく、認定制度の対象とした理由について、加藤大臣は、「学校設置者等が運営体制等について基準を満たした上で認可されているのと異なり、民間教育保育等事業者については必ずしもそうした体制等が整っている状況にあるとは言えないことから、学校設置者等が講じる措置と同等の措置を実施する体制を別途確保することが必要となる。また、学習塾等の業法がない事業の場合、仮に直接義務を課し、その履行を担保しようとしても国が対象事業者を捕捉できないという課題もある。このため、学校設置者等以外の民間教育保育等事業者については直接の義務付けではなく、申請があった事業者を個別に認定する仕組みの対象とすることとした」旨答弁した<sup>27</sup>。

#### (イ) 個人事業主が対象事業に含まれない理由と取扱いに係る今後の検討

個人事業主は本法律案の対象外であることから、こどもに対する性暴力を行うおそれのある者がフリーランスの家庭教師やベビーシッター等の職に流入する可能性が指摘された。この点について、加藤大臣は、「個人が一人で行っている事業については、事業者が児童対象性暴力等の防止等をするために講ずべき措置（従事者の研修や相談窓口の設置等）を講ずることが通常困難であること、また、事業主本人が自身の犯罪歴を取得することができるとする場合、対象事業とは無関係の第三者から犯罪歴の提出を求められるなど対象事業以外のところで犯罪歴を悪用されるおそれがあることから、本法律案の認定対象事業に含めることは困難であると整理した」旨答弁した<sup>28</sup>。

その上で、加藤大臣は、「ベビーシッターについては、認可外保育施設の取扱いを一部見直し、一定のマッチングサイト事業者を認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）として届出対象とし、本法律案の認定を受けることを可能とする方向で検討しており、これにより、当該事業者に登録したベビーシッターには本法律案に基づく性犯罪前科の有無の確認等の措置を及ぼすことが可能になる。現在の事業形態が個人一人で行っている事業は一律に対象外とするということではなく、新たに事業化することにより対象とすることができるかといった点も含めて施行までに検討を進めていく」旨答弁した<sup>29</sup>。

#### (ウ) 民間教育事業の要件に「6月以上」の標準的な修業期間を設けた理由

民間教育事業の要件として、技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が6月以上であることを求めた点について、こども家庭庁は、「学校、児童福祉施設等と類似の環境であり、かつ、本法律案に基づく措置を講ずるに当たり最低限求められる組織体制

<sup>27</sup> 第213回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令6.6.18）

<sup>28</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第20号（令6.5.22）。この点に関連して、有識者会議の座長を務めていた内田貴東京大学名誉教授は、参議院内閣委員会に参考人として出席した際、「個人事業者たちが同業者たちの団体をつくって認定を受けられるような体制を整えれば、その団体を認定事業者とすることも考えられる」旨述べている（第213回国会参議院内閣委員会会議録第21号（令6.6.13））。

<sup>29</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第20号（令6.5.22）

を表す要件として、標準的な修業期間が6月以上であることを求めている。同期間を検討するに当たっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）で定められている各種学校の修業期間が原則1年以上であることや、認可外保育施設の届出対象施設が半年以上設置するものであることとされている点などを参照した<sup>30</sup>。

また、宿泊を伴うサマーキャンプや開催期間が1日のみのこども向け行事など実施期間が6月に満たない事業であっても民間教育事業に含まれるようにすべきとの指摘に対し、こども家庭庁は、「夏休み期間以外では一切児童に技芸又は知識を教授しない事業者の場合は継続性の要件を満たさず対象外となる。他方、児童に自然体験学習等の提供を行う事業者は通年で事業を実施するところが多いと認識しており、当該事業を6月以上継続している場合には対象になり得ると考える。このほか、例えばホテルが実施するこども向けプログラムなど、年に1回開催されるような事業を考えた場合、同様の性質を有する様々な事業があるため、どのような考え方で対象事業を整理することができるかについては慎重に判断すべきものとする」と考える旨答弁した<sup>31</sup>。

**（エ）フランチャイズ方式の学習塾、芸能事務所、マッチングサイト事業者の該当性等**

フランチャイズ方式の学習塾における認定申請の主体や、芸能事務所、マッチングサイト事業者が対象事業に含まれるか否かについて、加藤大臣は以下のように答弁した。

事業	加藤大臣の答弁
フランチャイズ方式の学習塾	認定の主体となる事業者は、申請する事業において、対象業務の従事者に対する犯罪事実確認義務や防止措置等の認定事業者に求められる義務の履行が可能である必要がある。フランチャイズ契約については、契約内容等により違いがあり得ると考えられるため一概には言えないが、例えば、（本部ではなく）加盟店が対象従事者の採用や任用などの人事権を有するなど、認定事業者の義務を履行する権限や体制を有する場合は、加盟店が認定申請を行うものと考えられる <sup>32</sup> 。
芸能事務所	マネジメントを主とする事業者でも児童に知識又は技芸の教授を行うなどの一定の要件を満たす場合は対象事業に該当するものとする。事業者が、日程や営業などのマネジメントを主としつつ、ダンスや演劇等に係る指導者と業務委託契約を行い、児童等にダンスや演劇に係る指導を行わせている場合は対象になるが、委託契約すらも行っていない場合は対象外となる <sup>33</sup> 。
マッチングサイト事業者	家庭教師やピアノ教師等の登録を受け付け、利用者とマッチングする事業形態について、当該マッチングを行う事業者が登録している教師等との間で業務委託契約を締結した上で、事業者が利用契約を保護者等と締結し、知識又は技芸の教授の役務の提供主体になる場合は、当該事業者として民間教育事業の人数等の要件を満たせば民間教育事業としての認定の対象になり得ると考える。他方、単にマッチングサイトの運営のみを行い、マッチングの場の提供にとどまる場合においては、知識又は技芸の教授を自らの責任の下で提供する事業者とは言えず、民間教育事業には該当しないと考える <sup>34</sup> 。

<sup>30</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第19号（令6.5.16）

<sup>31</sup> 同上

<sup>32</sup> 第213回国会参議院内閣委員会会議録第20号（令6.6.11）

<sup>33</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第18号（令6.5.14）

<sup>34</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第20号（令6.5.22）



## イ 対象業務の範囲

学校支援ボランティア、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、スクールロイヤー（ＳＬ）が対象業務に含まれるか否かについて、加藤大臣は以下のように答弁した。

業務	加藤大臣の答弁
学校支援ボランティア	関係省庁と協議の上検討する必要があるが、学習支援活動及び部活動指導については実態として日常的に児童等と接することが想定され得ることから、支配性、継続性、閉鎖性の要件を満たす場合には対象にしたいと考えている。他方、環境整備、登下校安全確保及び学校行事の開催等については必ずしも児童等との接触を前提とする業務に限らないと考えられ、一般論として対象外と考えられるが、日常的に児童と接する者については、実務として、支配性、継続性、閉鎖性を有する業務を行う場合に対象としたいと考えている <sup>35</sup> 。
ＳＣ、ＳＳＷ、ＳＬ	ＳＣ及びＳＳＷは、実態として児童等と接することが想定される職種であり、支配性、継続性、閉鎖性も満たすと考えられることから対象にしたいと考えている。他方、ＳＬは、学校や教育委員会への助言等を行う弁護士であり、児童等との接触を前提とする業務ではないことが想定され、一般論として対象外と考えられるが、実務を踏まえつつ、関係省庁と協議しながら検討する <sup>36</sup> 。

### （３）特定性犯罪の範囲や不起訴処分等の取扱い

特定性犯罪として列挙された性犯罪の基本的な考え方について、加藤大臣は、「本法律案において犯歴の確認対象とする犯罪は、その前科が事実上の就業制限の根拠となることから、教員性暴力等防止法の対象となる児童生徒性暴力等も参考に、児童等の権利を著しく侵害し、その心身に重大な影響を与える性犯罪に限定しており、具体的には、人の性的自由を侵害する性犯罪や、そのような被害に遭わない保護状態を侵害等する罪、児童の性的搾取の罪、児童等に対して行われた場合、その心身に重大な影響を与えるおそれのある性暴力の罪を列挙している」旨答弁した<sup>37</sup>。

国会審議では、特定性犯罪に含まれなかった性犯罪等や示談が成立することなどによって不起訴処分となった事例等、犯罪事実確認の対象外とされたものの取扱いをめぐり議論が行われ、加藤大臣は以下のように答弁した。

性犯罪等	加藤大臣の答弁
窃盗罪（色情ねらい）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）違反	窃盗罪（色情ねらい）は財産に対する罪であること、また、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反は恋愛感情又はそれが満たされなかったことによる怨恨の感情を充足する目的でつきまとい、著しく粗野又は乱暴な言動等を繰り返すことなどを内容とする罪であり、人に対する性暴力とは言えず、本法律案が限定列挙している性犯罪とその性質が異なるため対象外としている <sup>38</sup> 。
被害者の所有物に体液をかけるなどの器物損壊、公然わい	これらの犯罪の類型として、本法律案で列挙されている犯罪と同じ性質の犯罪であるとまでは言い難いと考えられるため対象としないこととしている。また、これらの罪に当たるものには性的な動機に基づいて行われる場合があり得

<sup>35</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第19号（令6.5.16）

<sup>36</sup> 同上

<sup>37</sup> 第213回国会衆議院本会議録第26号14頁（令6.5.9）

<sup>38</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第18号（令6.5.14）

せつ、わいせつ目的略取及び誘拐	るが、犯罪行為の中から性的な目的の下に行われたものだけを抜き出して対象とする場合、かかる行為がなされたか否かを誰がどのように判断するか、当該判断に係る不服申立てのしるべき方法をどのようにするか等の点が問題となるため、特定の犯罪の一部だけを対象に含めることは困難であるとする <sup>39</sup> 。
検 察 官 の 不 起 訴 処 分、行政処分、民間の解雇処分	検 察 官 の 不 起 訴 処 分 は 公 正 な 裁 判 所 の 事 実 認 定 を 経 て い な い 上、被処分者がこれに不服を申し立てることができず、事実認定の正確性を担保する制度的保障がない。また、行政処分及び民間の解雇処分はその基準や理由が主体ごとに異なるため、仮にこれらを対象に含める場合、司法手続に準じた適正な手続保障がなされる必要があるが、その検討や構築に更なる時間を要するため、まずは確認対象とする性犯罪歴を前科とする制度の構築を目指すこととした <sup>40</sup> 。

#### (4) 性犯罪前科の確認対象期間の妥当性

##### ア 確認対象期間と刑法第34条の2との関係、確認対象期間の設定根拠

犯罪事実確認の仕組みは事実上の就業制限となること、本法律案では性犯罪前科の確認対象期間を20年又は10年とし、刑の消滅について定める刑法第34条の2<sup>41</sup>の期間を超えて設定された。同規定との整合性や合理性に関し質疑が行われ、加藤大臣は、「本法律案における犯歴確認の結果については、事業者がこどもの安全を確保するための措置を講ずる際の考慮要素として位置付けており、性犯罪により刑に処せられたことを欠格事由としてそれを事業者が確認するための制度ではないため、刑法第34条の2が直接適用されることにはならない。一方、犯歴確認の対象期間は、この仕組みが事実上の就業制限であることから、憲法上の職業選択の自由を制約することとの整理や前科を有する者の更生を促すといった刑法の規定の趣旨等も踏まえ、こどもの安全を確保するという目的に照らして許容される範囲とすべきと考える。このため、確認対象期間は、再犯に至った者の実証データに照らし、再犯の蓋然性が高い期間を設定することとしており、拘禁刑（服役）については刑の執行終了等から20年が経過するまで、罰金については刑の執行終了等から10年が経過するまでの期間を設定した」旨答弁した<sup>42</sup>。

また、教員免許失効データベースに記録する情報の期間（40年）と本法律案による犯歴確認の対象期間が異なる点について、こども家庭庁は、前述（(1)ア参照）のように両制度には顕著な違いがあるとした上で、「期間設定については、実証データを基にどれぐらいの期間まで超えられるかを精査した結果、20年という提案をした」旨答弁した<sup>43</sup>。

<sup>39</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第19号（令6.5.16）

<sup>40</sup> 第213回国会衆議院本会議録第26号8頁（令6.5.9）

<sup>41</sup> 同条第1項において、禁錮（令和7年6月1日から拘禁刑）以上の刑については執行後10年、罰金以下の刑については執行後5年を経過したときは刑の言渡しは効力を失う旨規定する。本規定の趣旨について、法務省は、「本規定は昭和22年の刑法改正で設けられたもので、それ以前は、個別の法律で資格制限事由として刑に処せられた者と規定されている場合には、刑の言渡しを一度受けると、その後恩赦を受けない限り、その資格の取得や回復が永久に制限されることとなっていた。しかし、これは刑の言渡しを受けた者の更生意欲を損なうものであると考えられたことから、刑の言渡しを受けた者について、一定期間の善行の保持を条件として前科のない者と同様の待遇を受けるとの原則を樹立することでその更生を促すとの趣旨で設けられたものと承知している」旨答弁している（第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第18号（令6.5.14））。

<sup>42</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第19号（令6.5.16）

<sup>43</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第17号8頁（令6.5.9）

## イ 確認対象期間を更に延長する必要性

こどもに対する性加害を行った者を可能な限り長期間にわたってこどもから遠ざけるため、犯歴確認の対象期間を更に延ばしていく必要性を問われたのに対し、加藤大臣は、「同期間を延ばすことが今後一切不可能というものではないが、こどもの安全を確保するための必要性と合理性が認められる範囲とする必要があると考える」旨述べた<sup>44</sup>。また、加藤大臣は、「年数設定の在り方については、今後の実証データの推移を見るとともに、本法律案の施行状況等を勘案しつつ検討していく」旨答弁した<sup>45</sup>。

## (5) 犯罪事実確認の仕組み等

### ア 犯罪事実確認書の申請主体・回答先を事業者とした理由

犯罪事実確認書の申請主体や回答先は従事者本人ではなく事業者とされている。高度のプライバシーに係る情報である性犯罪歴を本人以外の者に提供する仕組みとした点について、加藤大臣は、「従事者本人が自らの犯罪事実確認書の交付申請をできることとしても、(本人が) 事業者に提出することとなり漏えい等が問題となる上、対象事業とは無関係の業種への就職時に犯罪事実確認書の提出を求められ、前科の有無が明らかになるおそれがあること、偽造した犯罪事実確認書が事業者に提出されるおそれもあること等の課題があるため、事業者を申請主体とすることが適切と考えている」旨答弁した<sup>46</sup>。

### イ 犯罪事実確認書の交付が不要となるような仕組みを検討する必要性

本法律案では犯罪事実確認書を対象事業者に交付する仕組みとしているために、個人情報漏えいリスクが生じるほか、対象事業者には同確認書の適正管理義務が課されるなど負担が生じる。これらを回避するため、英国教育水準局 (Ofsted) による確認の仕組み<sup>47</sup>を念頭に、対象事業者への犯罪事実確認書の交付が不要となるよう、こども関連業務への従事を希望する個人を政府が登録する仕組みを検討する必要性について問われ、加藤大臣は、「仮に犯罪歴がない場合に登録される仕組みを指しているのであれば、前科の有無を公にすると等しいこととなる。この場合、対象事業とは無関係の業種に関し、就職時に登録の有無を証明するよう求められるなどして前科の有無が明らかになってしまっておそれが生じる。また、仮に職への適性を表す幾つかの要件の一つとして犯罪歴がないことを求め、そのような審査をした者を登録する制度を指している場合、個人からの登録申請の一つ一つについて、その申請の可否を確認しなければならないこととなり、膨大な人手や手間を要する結果、実効的な仕組みの構築が困難となるおそれがあると

<sup>44</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第19号(令6.5.16)

<sup>45</sup> 第213回国会参議院内閣委員会議録第20号(令6.6.11)。なお、確認対象期間の年数について、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会に参考人として出席した寺町東子弁護士・社会福祉士・保育士は意見陳述で、「刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)において、裁判書の保存期間が、有期拘禁刑は50年、罰金刑は20年とされており、これに合わせることは可能ではないか」との旨述べている(第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第19号(令6.5.16))。

<sup>46</sup> 第213回国会衆議院本会議録第26号12~13頁(令6.5.9)

<sup>47</sup> この点について、こども家庭庁は、「英国では教育・保育事業者の総合的な質を評価する機関としてOfstedが設置されており、同機関に事業者が登録し質の監査を受けられる仕組みがある。また、その登録の過程においてOfstedが従事者の犯歴照会をDBSに行う機能を担っていると聞いている」旨答弁している(第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第17号9頁(令6.5.9))。

いった課題がある」旨答弁した<sup>48</sup>。

#### ウ 犯罪事実確認の事務等に係る体制整備や業務委託の可能性

犯罪事実確認や民間教育保育等事業者の認定事務等の円滑な遂行に向けた体制整備や業務委託の可能性について、こども家庭庁は、「特定性犯罪事実該当者への事前通知、公権力の行使に当たる認定の判断や監督事務についてはこども家庭庁が実施することになる。これら以外の事務についても、例えば個人の犯歴に係る情報の取扱いを委託することは想定していない。他方、認定申請や犯罪事実確認書の交付申請に係る確認事務（入力された戸籍情報と戸籍謄本の照合等）は委託する方向で検討していきたい。また、この場合でも従事者等の個人情報が含まれることも想定されることから、委託先の選定においては十分な情報管理体制が確保されているかといった点も考慮する」旨答弁した<sup>49</sup>。

これらに加え、加藤大臣は、「犯罪事実確認の対象となる従事者数の見込み<sup>50</sup>を更に精査するとともに、事業者において一定の準備期間を確保できる適切な時期までに、必要な業務を的確かつ効率的に処理できるシステムの構築や監督の在り方等を検討するほか、こども家庭庁における十分な体制の整備に向けて尽力する」旨答弁した<sup>51</sup>。

### (6) 対象事業者が講ずべき防止措置等

#### ア 児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる事例

児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる事例について、加藤大臣は、「おそれがあると認める」とは児童対象性暴力等が行われる可能性が合理的に認められる場合を指す。具体的な場合としては、例えば、犯罪事実確認の結果、教員等が特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合、児童との面談、相談、通報などから、特定の教員等に不適切な行為があり、児童対象性暴力等に発展するおそれがあると判明した場合などが考えられる。おそれの具体的な内容やその判断プロセス、おそれに応じた防止措置等の内容については、恣意的、濫用的な運用がなされないよう、施行までに事業者向けのガイドライン等を作成し周知する」旨答弁した<sup>52</sup>。

#### イ 対象事業者による恣意的な判断を防ぐための方策

児童対象性暴力等が行われるおそれの有無等について対象事業者による恣意的な判断を防ぐための方策を問われた加藤大臣は、「うわさのみを理由として直ちに配置転換を行うことや、そもそも面談、相談等の端緒もないのに事業者が恣意的に配置転換をするなどの運用がなされれば対象となる従事者等にとって著しい不利益となるとともに、本

<sup>48</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第18号（令6.5.14）

<sup>49</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第18号（令6.5.14）。本法律案に対する参議院内閣委員会の附帯決議（十五後段）では、「犯罪事実確認書の交付申請に係る事務等を委託するに当たっては、十分な情報管理体制が確保されている業者を選定するなど、申請従事者の個人情報の漏えいが生じないよう万全を期すこと。」が盛り込まれている。

<sup>50</sup> こども家庭庁は、「学校設置者等では少なくとも230万人、民間教育保育等事業者については、正確な数は把握できないが、主なものでは、学習塾では約40万人、放課後児童クラブ（学童保育）では約20万人、認可外保育施設約では10万人を想定している」旨答弁している（第213回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令6.6.18））。

<sup>51</sup> 第213回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令6.6.18）

<sup>52</sup> 第213回国会衆議院本会議録第26号5頁（令6.5.9）



制度の意義が大きく問われる事態となると考えている。このような事態が起こらないよう、法の施行に当たっては、児童対象性暴力等が行われるおそれの考え方、事業者においておそれを判断するに当たっての判断プロセス等について、雇用管理上の措置における濫用等が生ずることのないようガイドライン等の策定を予定している」旨答弁した<sup>53</sup>。

#### ウ 対象事業者が講ずべき防止措置としての解雇の在り方

対象事業者が講ずべき防止措置として解雇が許容される場合の具体的事例について、加藤大臣は、「本法律案は労働契約法等の労働法制の整理を変更するものではなく、雇用管理上の措置については労働法制に従うものと認識している。その上で、犯罪事実確認により性犯罪歴が明らかとなった施行時の現職者を、性犯罪歴があるという一事をもって配置転換等を考慮することなく直ちに解雇することは、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が認められるとは考えにくく、このような解雇は一般的には解雇権の濫用に当たるとして無効になるものと認識している。法の施行に当たっては、事業者が講ずる措置について留意点も含めてガイドライン等で示すことを想定しており、厚生労働省と相談しつつ、労働法制の専門家や関係団体の協力も得て検討していく」旨答弁した<sup>54</sup>。

#### エ 使用者が従事者に対し一方的な配置転換を命ずることができない場合への対応

最高裁判所判例（令和6年4月26日）<sup>55</sup>を引用し、使用者が従事者に対し一方的に配置転換を命ずることができないことが想定される事例において、対象事業者が講ずべき防止措置として配置転換を行うことの可否を問われ、こども家庭庁は、「当該事例に該当する場合でも、本法律案の規定に基づき、本来の業務に従事させない等の措置を講ずる必要は生じると考える。その上で、本来の業務に従事させない、あるいはそれ以外の措置を含めて、どのような措置を講ずればこどもを守れるのかについて、最高裁判所判例を精査しつつ具体的に検討していく」旨答弁した<sup>56</sup>。

#### オ 児童対象性暴力等が発生したと思われる場合の通報義務が課されていない理由

学校や児童養護施設等については施設内で性暴力等が発生したと思われる場合の通報義務が個別法で規定されている一方、本法律案では、児童対象性暴力等が発生したと思われる場合の通報義務が規定されていない。この点について、加藤大臣は、「教育、保育等の現場がこどもに対する性暴力の防止のための措置をより適切にとることができるようにするためには、まずは各現場において、性暴力の発生を未然に防ぐための措置を講じるとともに、その端緒を把握、調査し、対応策を主体的に考え、対応を図ることが重要であるという本法律案の制度目的を踏まえる必要がある。これに加え、本法律案では、

<sup>53</sup> 第213回国会参議院内閣委員会会議録第20号（令6.6.11）。本法律案に対する参議院内閣委員会の附帯決議（二中段）では、ガイドライン等の制定に当たっては、児童対象性暴力等が行われる「おそれがあると誤認に基づき判断された場合の対応に留意すること。」が盛り込まれている。

<sup>54</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第19号（令6.5.16）。本法律案に対する参議院内閣委員会の附帯決議（二後段）では、「性犯罪歴がある労働者に安全確保措置を講じる場合においても、雇用管理上の措置をとる際には労働法制等に従う必要がある点をガイドラインに明記すること。」が盛り込まれている。

<sup>55</sup> 職種限定で働くジョブ型雇用の労働者に対し、使用者は、当該労働者との個別的合意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しないと最高裁判所第二小法廷判決（令和5（受）604 損害賠償等請求事件）。

<sup>56</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第17号5頁（令6.5.9）

民間を含む幅広い事業者を対象としており、対象事業者の業態や規模、関係するこどもの状況や事案の様態も様々であることから、こどもや保護者の意向に関わらず一律に通報義務を課す学校等と同列に考えることはできないこと、また、小規模事業所では通報により容易に被害児童が特定される場合があり得ることなどを踏まえ、通報を法律上義務付けることまではしなかった」旨答弁した<sup>57</sup>。

## (7) こどもの性被害防止に向けた総合的な取組

### ア 性犯罪の初犯対策

犯罪事実確認の仕組みは主として性犯罪の再犯対策となるものであるが、約9割と言われる初犯<sup>58</sup>への対策が重要であるとして、その取組を問われた加藤大臣は、「本法律案は、初犯にも対応できるよう、こどもと接する職員等に対する研修、児童等への面談、児童等が相談を行いやすくする措置等、安全を確保するための措置を講じることを事業者に義務付けるなど予防策を徹底する内容としている。特に、性暴力の被害については児童等が自発的に相談しにくい状況も考えられる中、能動的な働きかけと児童等が容易に相談することができる環境づくりの両面により早期把握につなげたい」旨答弁した<sup>59</sup>。

### イ 性犯罪処遇プログラムの内容及び成果

刑事施設や保護観察所で実施されている性犯罪処遇プログラム<sup>60</sup>の内容及び成果を問われ、法務省は、「プログラムの具体的な内容は、職員等とのグループワークなどを通じ、性犯罪の背景にある自身の認知の偏りに気付かせ、問題行動を起こさせないように対処するための方法を身に付けさせるものであり、再び犯罪をしないための具体的な対処方法をまとめた再発防止計画を作成させている。また、その成果は、令和2年に効果検証を行った結果、いずれのプログラムについても一定の再犯抑止効果があることが統計的に認められたものの、再犯抑止効果がより一層高まるようプログラムの内容等を一部改訂し、令和4年度から実施している。引き続き、時期を捉えて効果検証を行いつつ、プログラムの更なる充実を図りたい」旨答弁した<sup>61</sup>。

### ウ 教育現場において包括的性教育を実施する必要性

教育現場において包括的性教育<sup>62</sup>を実施する必要性を問われた盛山正仁文部科学大臣は、「学校における性に関する指導に当たっては、児童生徒間で発達の段階の差異が大きいことなどから、全ての児童生徒に共通に指導する内容と個別に指導する内容を区別し

<sup>57</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第19号（令6.5.16）

<sup>58</sup> 有識者会議の報告書では、「平成28年に取りまとめられた報告によると性犯罪の5年以内再犯率は13.9パーセントであり、また、平成21年から令和3年までの性犯罪に係る検挙人員（20歳以上）のうち性犯罪前科を有する者が占める割合は平均して約9.6パーセントである」と言及されている。

<sup>59</sup> 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第17号10・12頁（令6.5.9）

<sup>60</sup> 刑事施設では性犯罪再犯防止指導が、保護観察所では性犯罪再犯防止プログラムがそれぞれ実施されている。

<sup>61</sup> 第213回国会参議院内閣委員会議録第22号（令6.6.18）

<sup>62</sup> 平成21年にユネスコなど5機関が共同で策定した性教育に関する指針「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で提唱された概念で、①人間関係、②価値観、人権、文化、セクシュアリティ、③ジェンダーの理解、④暴力と安全確保、⑤健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル、⑥人間のからだと発達、⑦セクシュアリティと性的行動、⑧性と生殖に関する健康、の8つのキーコンセプトから成る。（ユネスコ編（浅井／良／田代／福田／渡辺訳）『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（明石書店、令和2年）4頁、68～69頁）

て指導している。このような中、全ての児童生徒に共通で指導する内容として妊娠の経過は取り扱わないこととしており、各学校においては、学習指導要領に基づいて、発達段階に応じ、受精、妊娠、性感染症の予防などの身体的側面のみならず、異性の尊重、性情報への適切な対処など様々な観点から指導を行うこととしている。これに加え、個々の児童生徒の状況等に応じ必要な個別指導が行われることが重要と考えており、文部科学省においては各学校における指導、相談体制の充実を図っている」旨答弁した<sup>63</sup>。

## エ 性嗜好障害の治療に係る調査研究

いわゆる性嗜好障害の治療に関する知見の集積等に係る取組について問われた武見敬三厚生労働大臣は、「現時点で十分に実態が把握されていないことから、令和5年度、厚生労働省において性嗜好障害に対する治療などの情報収集を行うため調査研究を実施し、現在、研究班において結果を取りまとめている。性嗜好障害の治療等への対応については、当該調査研究の報告内容を踏まえ、こども家庭庁等の関係省庁と連携して取り組んでいく」旨答弁した<sup>64</sup>。

## 5. おわりに

本法律案により、いわゆる日本版DBSが創設されたことは、こどもを性被害から守る体制を整えるとともに、社会的意識を高めるための第一歩として評価できる。しかし、同仕組みについては、国会で様々な議論が行われたように発展的に見直す余地が残されている。施行後3年を目途とした見直しに向けては、実証データを始めとする客観的事実に基づく検討もさることながら、教育・保育の現場で制度を運用する事業者や子を持つ保護者等から十分な理解・納得が得られる制度にするとの視点を持つことも重要となろう。

他方、日本版DBSは、初犯が約9割と言われる性犯罪対策としての効果は限定的<sup>65</sup>とも言われる点に留意が必要である。性犯罪の被害者・加害者を生まないためには、同仕組みを英国DBSなど諸外国の動向<sup>66</sup>を注視しながら発展させていくことは前提としつつ、性教育の在り方に係る検討や、性嗜好障害の診断を受けた者等が適切な治療・支援を受けられる環境の整備に向けた取組など多角的視点からの対策が求められる。無論、かかる取組を進めるに際しては、こどもの権利の保障を最優先に捉える姿勢を忘れてはならない。

(いとう やすのり)

<sup>63</sup> 第213回国会参議院本会議録第25号（令6.6.7）

<sup>64</sup> 第213回国会衆議院本会議録第26号11頁（令6.5.9）。関連して、参議院内閣委員会に参考人として出席した福井裕輝NPO法人性犯罪加害者の処遇制度を考える会性障害専門医療センター代表理事は、性加害者治療が医療保険の適用対象外である点を指摘した。保険適用対象とすることについて検討を求められた加藤大臣は、「性嗜好障害に係る診断基準や治療方法等について、その実態が十分に把握されておらず、また確立されていないために診療報酬で評価がなされていないものと承知しており、厚生労働省における調査研究によりまずは実態把握が進められていく」旨答弁した（第213回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令6.6.18））。

<sup>65</sup> 参議院内閣委員会に参考人として出席した内田貴東京大学名誉教授は意見陳述で、「前科のある者を職場から排除したとしても効果が期待できるのは約1割の部分であり、性暴力の防止において持ち得る効果は限られている」旨述べた。また、同じく参考人として出席した福井裕輝NPO法人性犯罪加害者の処遇制度を考える会性障害専門医療センター代表理事は、「（日本版DBS）単独ではほとんどないし全く効果がないのではないかというのが印象」との旨述べている。（第213回国会参議院内閣委員会会議録第21号（令6.6.13））。

<sup>66</sup> 英国DBSの見直しに係る動き等について、岩波祐子「英国DBSの経営と改革—「雇用支援機関」のValue For Money—」『経済のプリズム』No. 236（令6.6.3）参照。